

工事の
元請業者
の皆様

解体・リフォームなどの工事を行う場合には
作業員や周辺住民の健康を守るため

ア ス ベ ス ト

石綿事前調査が 必要です!

事前調査の実施は、大気汚染防止法で定められた元請業者の義務です。

こんなところにも石綿が
あるかもしれません!



木造
一戸建てでも



マンションでも



工場でも

- ◆ 石綿を吸い込むと、**肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）**などの病気を引き起こすおそれがあります。
- ◆ 近年は、毎年**1,500人以上の方が中皮腫で亡くなられています。**

石綿事前調査の対象となる工事

原則として、すべての解体・リフォームなどが対象となります。

対象となる工事の例

解体工事、リフォーム工事、エアコン取付け工事、壁紙の張替え工事、
外壁工事、塗装工事、原状回復工事、給湯器交換工事、
キッチン・トイレ・浴室交換工事、通信機器設置工事、屋根の葺き替え工事、
太陽光パネル設置工事、耐震補強工事、プラント等の配管のメンテナンス工事、
電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事、
ボイラー・圧力容器の部品交換工事 等

詳しくはコチラ



https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/index.html

適切な事前調査を行わないまま工事を実施すると、
石綿が飛散し、発注者、作業員、周辺住民の方の健康被害につながる
可能性があります。

石綿の飛散を防ぐために



事前調査

工事を行う場合、元請業者は石綿の有無についての
事前調査を行う義務があります。 ※一部例外あり



報告

石綿の有無にかかわらず、調査結果を都道府県等に
報告する義務があります。 ※一部の工事は対象外



罰則

上記の報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、
刑罰が科される可能性があります。

また、大気汚染防止法違反により刑罰が科された場合、
廃棄物処理業や建設業の許可が取り消される可能性があります。

事前調査は
有資格者が行う必要があります。



石綿総合情報ポータルサイト 講習会情報
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

詳しくは環境省HPを
ご参照ください。



大気環境中へのアスベスト飛散防止対策について
https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/